

E i w a N e w s

会社法施行下の会社機関について

平成19年 6月
(No. 023)

会社法の施行から1年余りが経過しました。

実務においても会社法の規定の内容が随分と浸透してきた感がありますが、今回は、あらためて各会社機関に関する改正点について、簡単にご紹介致します。

取締役1人会社から大企業に至るまで、あらゆる会社に対応するために、機関設計については幅広い改正がなされています。

〔1. 取締役に関する改正〕

①取締役の員数

旧商法では、株式会社の取締役は3名以上必要とされ、取締役会を設置しなければならないとされていました。

会社法では、有限会社と株式会社を統合するに当たり、有限会社同様の機関設計を可能にするため、株式会社においても取締役会非設置会社では、1名以上の取締役を置けば足りるとされました。(会社法第326条1項)

②資格制限の見直し

会社法では、譲渡制限会社(定款で、発行する全部の株式について、譲渡による株式の取得につき、当該株式会社の承認を要する旨を定めている会社)については、従来の有限会社同様、定款で規定すれば取締役を株主に限定できることとなりました。(会社法第331条2項但書)

また、早期に会社の取締役として経済的な再起の機会を与えるべきであるとの経済界からの要請を受けて、「破産手続の開始決定を受けて復権していない者」であっても取締役となることができるとされました。その他、取締役の欠格事由は会社法331条1項に明記されております。

③任期最長10年に

旧商法において、取締役の任期は、原則2年間とされておりましたが、会社法においては、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき(会社法第332条1項)までとされました。これは、旧商法時に、ほとんど全ての会社が定時株主総会まで取締役任期を伸長する旨の定款規定を採用していたためです。

また、譲渡制限会社においては、その任期を最長10年まで伸長することができることとなりました。これは、有限会社においては役員任期の制限がなかったことを反映し、規制を緩和したものです。(会社法第332条2項)

④解任要件の緩和

取締役の解任決議について、会社法では定款で別段の定めをしない限り、普通決議によることとされました。(会社法第341条)

これは、株主による取締役へのコントロールを強化する趣旨だと考えられます。なお、旧商法と同じ解任決議要件を維持するため、定款で要件を加重することが可能です。

⑤責任体系の見直し

旧商法下における、取締役の会社に対する責任を原則無過失責任とする規定は、経済界から繰り返し批判が出ていたため、会社法では、原則**過失責任**となりました。しかしながら、利益相反取引によって会社に損害が生じた場合には、**任務懈怠行為**があったものと推定し、当該取締役の側で任務懈怠が無かったことを立証しなければなりません。(会社法第423条)

なお、自己のために直接に利益相反取引をした場合には**無過失責任**として、責任は免れないこととなっています。これは、その取引により取締役に生じた利得を返還させることを目的とするものです。(会社法第428条1項)

〔2. 取締役会に関する改正〕

①書面決議の容認

旧商法下では、取締役会の決議は、現実に会議を開催して行うものとされていました。

しかし、会社法においては、一定の要件を満たす場合に、取締役会を開催せず、**書面及び電磁的記録（電子メール等）による決議**ができる制度が設けられました。(会社法第370条)

これは、企業活動の国際化に伴って外国で職務を行う取締役が増加している状況等から、機動的な会社経営の実現のため、現に会議を開催しない決議も認めるべきであるという実務上の要請に応えたものであるといえます。

ただし、代表取締役等による取締役会の定期的な職務執行状況の報告に関する取締役会については、従来どおり現に開催する必要があります。

＜書面決議が認められる要件＞

- I 取締役会の決議の目的である事項につき、取締役の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。
- II 業務監査権限を有する監査役がいる場合、各監査役が特に異議を述べないこと。
- III 上記I、IIの要件及び書面等による決議が可能な旨の定款規定のあること。

②株主による取締役会招集制度の導入

会社法では、取締役会設置会社のうち、業務監査権限を持つ監査役がいない会社では、取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはするおそれがあると認められる場合は、取締役、監査役、執行役に加え、**株主も取締役会の招集を請求**できるとされました。(会社法第367条1項)

また、上記会社の場合、株主は、裁判所の許可を得ることなく取締役会議事録を閲覧することが可能となっています。(会社法第371条2項)

これらは、監査役を置かない会社や業務監査権限のない監査役を置く会社におけるコーポレート・ガバナンス維持のための措置と考えられます。

③内部統制システム構築の義務化

会社法では、全ての大会社において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針の決定が義務化されました。

なお、これらの決定は、代表取締役等に委任できず、取締役会の専権事項となっています。（会社法第362条5項）

〔3. 監査役に関する主要な改正点〕

①監査役の権限

会社法においては、監査役の権限は資本金の額、負債の総額、機関設計の如何に関わらず、会計監査権限の他に、業務監査権限に及ぶことを原則としています。（会社法第381条1項）これは、中小企業におけるコーポレート・ガバナンスの強化を図るためです。

ただし、旧商法においては、資本金1億円以下の会社にあつては、監査役の権限を会計監査に限定していたため、会社法では、譲渡制限会社（監査役会設置会社、会計監査人設置会社を除く）の場合、定款で定めれば監査役の権限を会計監査権限に限定することができるとされています。（会社法第389条1項）

②任期最長10年に

会社法では、旧商法同様、監査役の任期は原則、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとされています。（会社法第336条1項）

ただし、取締役同様、譲渡制限会社に限り、定款によって、最長選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまで伸長することができます。（会社法第336条3項）

以上のように、会社法制の改正に当たり、旧商法を見直す基本的な要点は、①株式会社と有限会社とを一つの会社類型（株式会社）として統合すること、②会社経営の機動性・柔軟性を向上させること、③会社経営の健全性を確保すること、であると考えられます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。